令和８年（フ）第２１６２号
名古屋市千種区上野２丁目３番５号　シュトラウスＵＥＮＯ203号
債務者　橋本　郁弥
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０４号
名古屋市中区新栄２丁目39番23号　ドリーム新栄302号
債務者　宇田　勝昭
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４５号
名古屋市東区泉２丁目６番６号ー１　エスリード泉　外堀通1301号
債務者　髙木　美空
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５０号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅２号棟９ー10号、従前の住所愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　325号棟212号室
債務者　山内由己子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７号
三重県志摩市阿児町鵜方2824番地248
債務者　谷川原三佐子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１００号
三重県伊勢市御薗町上條1196番地８
債務者　池田　珠理
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道北見市とん田東町579番地１　イーストプラザ305号
債務者　阿部　美優（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
群馬県高崎市新町1990番地１
債務者　萩原　　愛
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１４０６号
さいたま市見沼区大字南中野1073番地８
債務者　青木　佳代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２１号
埼玉県新座市栗原二丁目４番15ー403号
債務者　野寺みゆき
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９８号
埼玉県上尾市大字平塚938番地２　クレールコート101
債務者　横山　　澪（旧姓江口）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８３号
埼玉県川口市南前川２丁目23番７号　国際川口ビル202号
債務者　太田有紀子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９２号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地６　コンフォート飯能Ｂ一201
債務者　深浦　大和
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９３号
埼玉県狭山市狭山16番38号　コーポすみれ203
債務者　菅原　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９７号
埼玉県所沢市大字下富651番地の15
債務者　五十嵐風斗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９８号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６　（川越いせはら団地３号棟903号室）
債務者　氏家　謙司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４０号
埼玉県行田市棚田町１丁目４番地11　カトレアコーポラス101
債務者　加藤麻由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部